

採取計画認可申請書の作成について

提出部数は、3部です。(但し、採取区域が複数の市町村にまたがる場合は、提出部数が変わります。)

「1 他の行政庁の許認可状況」欄について

- ・該当法令欄には、該当するものに 印を記入すること。
- ・許認可の有無欄には、今回の申請にかかるものが許認可済みのものについては、許認可期間を、また採石の許可申請と平行して申請するものについては、申請中と記載すること。
- ・許認可の条件欄には、特に条件を付記された場合に記入すること。
- ・申請中のものは、備考欄に、申請期間を記入すること。

「2 採石場周辺の状況」欄について

- ・採取場周辺(申請区域300m以内)の土地利用状況及び公共施設・建物等について、周辺状況地図を見ながら記入すること。

「3 岩石の賦存の状況」欄について

- ・採掘区域及びその周辺の地形・地質・採取しようとする岩石の走行・傾斜・厚さ・試験を実施した場合はその結果等について説明し、これらを記載した「地質図」を添付すること。
- ・採取区域内における採取しようとする岩石の賦存量について記載し、「土量計算書」を添付すること。

「4 岩石採取場の区域」欄について

- ・事業区域内の土地登記簿謄本及び契約書または同意書を添付すること。
- ・丈量図、採取場の位置を示す図面、採取場及びその周辺の状況図・地積図を添付すること。
- ・採石場の所在地は、公称の地名・地番を記入すること。
- ・行為区域区分のその他欄は、採掘及び特定施設以外の残余の面積を記入し、小計が行為区域面積と合致すること。
- ・採取場の所在地については、代表となる所在地を記入し、他 筆 とすること。

「5 岩石の種類並びに数量」・「7 採取期間」欄について

- ・総採取量は、表土及び風化土を含む各年の合計土量とすること。
- ・岩石名は、採石法第2条に規定する岩石の名称とすること。
- ・各年の総採取量は、100m³単位及び100t単位で記入すること。(100m³未満及び100t未満は切り捨て)
- ・岩石の真比重は、ほぐす前の地山の比重を記載すること。
- ・表土及び風化土は、製品にならず処分するものを記載すること。(製品として扱うものは、上欄に記載すること)
- ・認可期間は、風化花崗岩(真砂土)採取の場合は1年間、その他の新規の岩石採取の場合は2年間となっているので、注意すること。

「6 採取する岩石の用途」欄について

- ・採取期間が1年以上の場合は、採取量が最大の年次について記載すること。
- ・砕石とは、主に道路用・コンクリート用の骨材を生産するものである。
- ・石材とは、主に土木用・建築石材用の骨材を生産するものである。
- ・風化花崗岩(いわゆる真砂土)を採取している場合にあっては、石材のその他の欄に記入すること。
- ・同一岩石採取場において、兼業として埋立用岩石(ズリ等)を採取している場合にあっては、砕石及び石材の業種のうち、製品生産高の多い業種のその他の欄に記入すること。
- ・専業として埋立用岩石(ズリ等)を採取している場合及び工業用原料(採取業)の兼業として、埋立用岩石を採取している場合にあっては、石材のその他の欄に記入すること。

「 7 採取期間」

- ・今後の操業予定年数には、今回の申請期間を含めること。
- ・日操業期間は、休憩時間も含めた勤務時間を記載すること。

「 8 表土及び風化土の除去方法及び使用機械」欄について

- ・表土・風化土が発生する場合のみ記載すること。
- ・使用機械は、機種別・能力別に記載すること。
- ・除去の方法については、その施工方法を具体的に記載すること。

「 9 原石採取方法及び使用機械」欄について

- ・採掘方法は、露天掘・坑内掘の別と、階段掘・傾斜面掘の別を記載すること。（露天掘の場合は階段掘）
- ・採掘手段は、手掘りまたは、機械掘りの別を記入すること。
- ・ベンチ形成方法は、具体的に形成方法を記載すること。（露天階段掘の場合は、山頂からベンチを形成すること）

「 10 火薬類及び飛石防止措置等」欄について

- ・小割発破実施が有の場合は、右欄のいずれかに 印を付すこと。
- ・記入に際しては、火薬類の申請書内容と相違がないか注意すること。
- ・さく孔の方向は、現況の自由面に対しての方向を記入すること。

「 11 原石採取方法及び使用機械」欄について

- ・破碎選別「有」の場合は、右記のいずれかに 印を付すこと。
- ・破碎選別の系統が様式区分と異なる場合は、別紙で添付すること。
- ・グリズリスクリーン及び機械選別の場合、破碎選別系統図(フローシート)を添付すること。

「 12 原石又は製品の水洗い」欄について

- ・水洗い有の場合は、右記のいずれかに 印を付すこと。
- ・取水場所は、地下水・河川・湖沼等の別を記入し、地下水以外は名称で記入すること。
- ・平均使用水量は、1日当り平均取水量及び1日当り平均循環水量を記入すること。

「 13 場内運搬機械」欄について

- ・採取場内での原石・廃土・廃石又は製品の運搬に使用する運搬機械について運搬区分別に記載すること。
- ・名称は、ドーザーショベル・パワーショベル・ペロインローダー・ショベルローダー・ダンプトラック等の区分を記載すること。
- ・稼働時間は、1台当りで記入すること。

「 14 場外輸送機械」欄について

- ・運搬車の種類は、自社・会社請負・傭車・引取車別に記載すること。また、引取車の場合は、「台数」欄は記入しないこと。

「 15 (4) 汚濁水の流出防止措置」欄について

- ・汚濁水発生量及び水質については、洗浄設備のある場合にのみ記入すること。

「 16 岩石の採取に伴う災害の防止措置」欄について

- ・たい積の方法については、図面及び計算書(土量、安定)を添付すること。
- ・たい積場の設置場所は、採石場内又は採石場外と記載すること。
- ・たい積可能量は、計画たい積場にたい積できる最大たい積可能容量を記入すること。
- ・「(3) 採取場外たい積の状況」欄については、岩石採取計画認可申請区域外に、廃土・廃石のたい積場を有している場合のみ記入すること。

「18 採石業務管理者及び採取場の管理機構」欄について

・請負業者名とは、下請業者へ委託している場合の下請業者名で、数社に委託している場合は全て記載すること。

「20 土地の権利関係表」欄について

・「所在地番」欄は、字名も記入すること。

・「登記簿名義」と「同意書名義」は原則として、同一人物であること。名義が異なる場合は、相続権を証する書面を添付すること。